

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例(仮称)」について

1 条例制定の背景

- ・ 国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備を図るため、これまでに障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定などを行ってきており、現在、障害者差別禁止法の制定に向けて準備を進めている。
- ・ 他県においても、これまでに、4道県が障害を理由とする差別を禁止する条例を制定しており、この他にも条例の制定に向けて取り組んでいる県がある。
- ・ 本県でも、「鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会」から、条例の制定を求める要望書が知事に提出されるとともに、議会に対しても同趣旨の陳情書が提出され、平成24年第3回定例会で採択された。

2 条例制定の目的

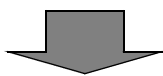
県では、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる社会を実現するために「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例(仮称)」を制定することとしている。

3 条例の内容

条例では、差別についての判断基準や差別事案を解決するための仕組みを定めるとともに、県及び市町村の責務並びに県民の役割などについて規定したいと考えている。

4 条例制定に当たっての基本的な考え方及びスケジュール

- ① 障害のある方々の意見を反映させる。
- ② 障害のある方に対して配慮を求められる事業者などを含む県民の幅広い理解を得ながら進めていく。



障害当事者、教育・雇用・商工等の関係者、学識経験者などで構成する条例検討委員会を設置して条例の枠組み等について検討していただくこととしている。

県内において、障害のある方が差別と感じたり、生活する上で支障を感じるような事例を調査して、状況把握に努めるとともに、障害者団体をはじめ、各界・各層の方々から幅広くご意見をお聞きすることとしている。

条例検討委員会については、平成24年度中に設置し、国における障害者差別禁止法の検討状況を注視しながら、平成25年度中の条例制定に向けて検討を進めることとしている。

「障害者差別禁止法」の制定に係る経緯

H18年12月：「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択
(H19年9月：日本が署名, H20年5月発効)

《条約の特徴》

- ① 国際人権法に基づき、「障害は、個人ではなく社会にある」という視点
- ② 障害者の視点（スローガン：「我々（障害者）のことを我々ぬきで勝手に決めるな」）

《差別に関する条項》

第4条 障害を理由とするいかなる差別（合理的配慮の否定を含む。）もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。

※ 合理的配慮（第2条）

障害のある人が、他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。（合理的配慮の欠如は、差別等の権利侵害に当たる。）

H21年12月：「障がい者制度改革推進本部」（本部長：内閣総理大臣）及び「障がい者制度改革推進会議」（障害当事者が中心）を設置

《目的》 次の事項の検討

- ① 障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備
- ② 障害者制度の集中的な改革

H22年 6月：「障がい者制度改革推進会議」が「障害者制度改革の推進のための基本的方向（第一次意見）」を取りまとめ
障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）

○ 基本的考え方

- ・ あらゆる障害者が、障害のない人と等しく、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを確認
- ・ 「障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、社会のあり方との関係で生じるもの」との視点に立って、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

○ 障害者基本法の改正

- ・ 障害や差別の定義など基本的施策等を見直し、H23年通常国会への法案提出を目指す。（H23年7月成立）

○ 障害者差別禁止法の制定

- ・ 障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度を検討し、H25年通常国会への法案提出を目指す。

H22年11月：「障がい者制度改革推進会議」の下に、「差別禁止部会」を設置し、「障害者差別禁止法」の制定に向けた検討を開始

H23年 7月：「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立（8月施行）

《改正の要旨》

- ① 障害者を「保護の必要な弱者（客体）」ではなく、「支援を受けつつ社会の一員として自立的に参加する者（主体）」と位置づけ
- ② 「健常者を中心とした社会の仕組みや環境が障害者を障害者たらしめている」との認識に基づき、障害概念を「医学モデル」から「社会モデル」へ転換
- ③ 障害者の日常生活・社会生活上の具体的場面で留意すべき支援の方針等を設定

《差別に関する条項》

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

※ **社会的障壁**（第2条第2号）

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

3 （略）

H24年 3月：「差別禁止部会」が、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けて一論点に関する中間的な整理」をとりまとめ

H24年 7月：「障害者政策委員会」設置に伴い、「障がい者制度改革推進会議」が廃止され、「差別禁止部会」は委員会の下に移行

H24年 9月：「障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等」に関する差別禁止部会の意見をとりまとめ、内閣府特命大臣へ提出

H24年10月：障害を理由とする差別を禁止する法制に関するパブリックコメントを実施（10/5～11/5）

H25年(予定)：「障害者差別禁止法案」を通常国会に提出